

●香川県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年6月28日から同年7月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 橘大角坂手港線（248号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町苗羽字馬木山乙617番 8地先から 小豆郡小豆島町坂手字浜甲1835番21地 先まで	前	3.0~19.0	11,397	国道から県道 へ移管
小豆郡小豆島町橘字餅山甲765番1地 先から 小豆郡小豆島町坂手字浜甲1835番21地 先まで	後	3.0~55.5	12,539	

- 4 供用開始の期日 平成25年6月28日